

事務連絡  
令和8年1月29日

各 

都	道	府	県
市	町	村	
特	別	区	

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

令和8年度以降の制度改正を踏まえた  
「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」の一部改正等について  
(予告)

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和8年度以降の、RSウイルス感染症ワクチンの定期接種化や、定期接種に使用するワクチンの変更等については、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会基本方針部会にて方向性を了承いただいたことを踏まえ、現在、必要な法令改正手続を進めているところです。

こうした手続については一定の時間を要するところ、各自治体においては速やかに接種体制の確保に取り組んでいただくことが必要であることから、前もって、次の資料をお示しいたします。

- ・別紙1 「「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」（平成25年3月30日付け健発0330第2号厚生労働省健康局長通知。以下「平成25年通知」という。）の別添「定期接種実施要領」改正案
- ・別紙2 「ヒトパピローマウイルス感染症予防接種予診票」改正案
- ・別紙3 「ヒトパピローマウイルス感染症予防接種予診票（保護者が同伴しない場合）」改正案
- ・別紙4 「高齢者用肺炎球菌感染症予防接種予診票」改正案
- ・別紙5 「RSウイルス感染症予防接種予診票（妊婦用）」案

主な内容は下記のとおりですので、各自治体におかれてはこれらを参考の上、予防接種事務の適切な実施のため、引き続き、必要な準備を進めていただきますようお願いいたします。

また、医療機関における被接種者向けの説明書等として、次の資料もお示ししておりますので、あわせてご活用ください。

- ・別紙6 「高齢者用肺炎球菌感染症の定期接種についての説明書」
- ・別紙7 「RSウイルス感染症の定期接種（母子免疫ワクチン）についての説明書」

なお、別紙1～5については、改正法令の公布とあわせ、平成25年通知の一部改正通知として発出予定であり、今後の決裁等で形式的な修正等が生じうる旨を申し添えます。

このほか、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）第6条による改正後の予防接種法等が令和8年6月1日に施行されることに伴う同要領の改正については、追ってお示いたします。また、インフルエンザの定期の予防接種について、高用量インフルエンザHAワクチンを使用可能とすることに伴う同要領の改正については、使用するワクチンが発売されておらず、詳細について変更の可能性があることから、こちらも追ってお示いたします。

## 記

1. 予防接種法第5条第1項に基づく定期の予防接種について、令和8年4月1日からRSウイルス感染症が追加予定であることに伴う所要の改正を行うとともに、予診票様式を新たに追加する。
2. 予防接種法第5条第1項に基づく肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る）の定期の予防接種について、現在小児の肺炎球菌感染症の定期接種に用いている沈降20価肺炎球菌結合型ワクチンを高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種に用いるワクチンとして位置づけることに伴う所要の改正を行う。
3. 予防接種法第5条第1項に基づくジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎（ポリオ）、破傷風の定期の予防接種について、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン（四種混合ワクチン）の販売が中止され、すでに医療機関に存在する当該ワクチンの在庫の使用期限が終了したことに伴い、所要の改正を行う。
4. 予防接種法第5条第1項に基づくインフルエンザの定期の予防接種について、接種不相当者に関する記載を削除する。
5. 予防接種法第5条第1項に基づくヒトパピローマウイルス感染症の定期の予防接種について、組換え沈降2価及び4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを定期接種に用いるワクチンから除くこと並びにキャッチアップ接種が終了することに伴う所要の改正を行う。
6. その他、所要の改正を行う。

以上